介護老人保健施設「ひもろぎの園」通所リハビリテーション重要事項説明書

（指定通所リハビリテーション）　　令和８年６月１日現在

１．事業者の概要

事業者名称	医療法人社団　慈泉会
法人所在地	福島県白河市関辺引目橋３３番地
法人代表者名	理事長　渡部　真樹
連絡先	ＴＥＬ　０２４８－２３－４４０１
	ＦＡＸ　０２４８－２２－９６３２

２．事業所の概要

事業所名称	介護老人保健施設「ひもろぎの園」通所リハビリテーション
事業所開設年月日	平成１２年５月２日
所在地	福島県白河市関辺川前８８番地
管理者名	管理者　宇都宮　英敏　　施設長　風岡　都
連絡先	ＴＥＬ　０２４８－３１－８８８８
	ＦＡＸ　０２４８－３１－８８３３
介護保険指定番号	福島県指定第０７５０５８５０１０号
通常の事業の実施地域	白河市・西白河郡・東白川郡・那須町

３．事業の目的と運営方針

事業の目的	当施設通所リハビリテーションは、医療法人社団慈泉会の基本理念「和を以て貴しと為す」及び「忍びざるの心」を堅持する立場から、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、居宅サービス計画に基づき、通所リハビリテーション計画を立案し、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等のサービスを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅での生活を維持・継続できるよう在宅ケアの支援に努めることを目的とする。
運営の方針	通所リハビリテーションの運営方針は、次のとおりとする。 ①利用者及びその家族の様々なニーズに対応しつつ、その利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう看護・介護・リハビリテーション、その他に必要なケアを提供する。 ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたった介護サービスを提供する。 ③ゆとりあるデイルーム等、明るく開放感あふれる施設環境の中で、療養効果を高め、落ち着いた家庭的な雰囲気の療養空間を生かした生活リハビリに努める。 ④利用者及びその家族のＱＯＬ（生活の質）の向上のため、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。 ⑤利用者に対し原則として身体的拘束を行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、管理者又は施設長が判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し保管する。

４．事業所の職員体制と職種内容

職種	員数	職種内容
管理者（医師） 施設長	１名 １名	管理者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。また、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。施設長は、管理者を補佐し施設全体の運営の指導を行なう。非常勤医師は、入所・通所兼務。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 等	２名以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施し、計画的な機能回復訓練ならびに指導を行う。
介護職員	４名以上	介護福祉士・ヘルパー１級・２級取得者等。 利用者の心身状況を把握し、精神的、身体的看護と介護ならびに機能訓練等きめ細かな日常生活上のサービスを行う。
管理栄養士	１名以上	利用者の食事について栄養や嗜好を十分に考慮して献立を作成し、調理給食及び栄養ケアマネジメント等の業務を行う。
事務職員	５名以上	施設の管理運営に関する事務的業務、介護保険請求業務、設備管理・利用者送迎運転業務等を行う。

５．営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～金曜日（１２月３１日～１月３日を除く）
営業時間	午前８時００分～午後５時００分
サービス提供時間	１～２時間（営業時間内） ２～３時間（営業時間内） ３～４時間（営業時間内） ４～５時間（営業時間内） ５～６時間（午前１０時００分～午後３時１５分など） ６～７時間（営業時間内） ７～８時間（午前　８時４５分～午後４時００分など） ※ご本人の希望や心身の状況等に応じて居宅ケアプランに基づき､時間短縮もあります。
定員	５０名（２０名×２グループ、１０名×１グループ）

６．提供するサービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
計画立案	居宅ケアプランに基づき、利用者に合わせた個別の通所リハビリテーション計画を作成します。
食事	一般食・療養食、選択メニューやバイキングと多彩な食事を提供します。
入浴	機械浴・一般浴・個別浴があり入浴時には必要に応じ介助します。
医学的管理・看護	心身の状況を把握し、日々の健康管理や看護を実施します。
機能訓練	リハビリテーション実施計画書に基づき、計画的な機能訓練等を実施します。
介護	利用者の心身の状況を把握し個別ケアを実施します。
栄養管理等	利用者の栄養状態を把握し、栄養ケアマネジメント等を行います。
相談援助	利用者やご家族に対し、生活上の様々な問題についてご相談に応じます。

７．利用にあたっての留意事項

①利用にあたっては、毎回必要に応じて次のものをご準備ください。
（上履き、着替え衣類、内服薬、おむつ、連絡ノート、その他利用時必要と思われるもの）
②緊急時や非常災害時等は、職員の指示があった時は、指示に従ってください。
③通所リハビリテーション時に食べ物の持ち込みをしないでください。
④所持品は、必要最低限のもの以外は持ち込みしないでください。

⑤酒類の持ち込みは厳禁とします。(行事等により施設で提供する場合はあります)
⑥宗教活動等は、他の利用者の皆様に迷惑となりますので､お断りします。

８．料金及び利用料【別表】

利用者がご負担する自己負担は､原則として介護保険法に定められた額の１割もしくは２割です。
一定以上の所得がある方は自己負担が３割となる場合があります。

９．利用料の請求及び支払い方法

利用料の請求	① 利用料はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求いたします。 ② 請求書及び明細書は、利用者が指定する発行先に翌月の１５日までにお届けいたします。
利用料の支払い	① 利用者は、サービスの提供日及び内容等を記載した記録票と請求額の内容を照会して頂き、請求月の末日までに、郵便局自動振込の方法で支払うものとします。 ② 利用者から利用料金の支払いを受けたときは、必ず領収書を発行しますので大切に保管をお願いします。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、本人負担分を除く金額が介護保険からご利用者に払い戻されます。（償還払い）払い戻しの際に必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。その際は、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、サービス提供証明書を市町村に提出しますと払い戻しを受けられます。

１０．秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者及び事業所に従事する者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。 ② この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。 ② 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

１１．緊急時の対応及び事故発生時の対応

緊急時の対応	① 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに利用者の家族及び主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。 ② 緊急の場合は、当施設の医師がその症状にあった下記の医療機関や歯科診療所に速やかに対応をお願いするようにしています。
協力医療機関	南湖こころのクリニック・白河厚生総合病院・ひまわり歯科医院
事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族及び、担当指定居宅介護支援事業者等に連絡を行います。 ② サービスの提供に伴って当事業者の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合、利用者に対して損害を賠償するものとします。

１２．非常災害時の対応

防災時の対応	非常災害時は職員の避難誘導の指示に従ってください。
防災の設備	非常通報システム・スプリンクラー・防火扉・非常用滑り台・消火器
防災訓練	防災マニュアルに基づき、年２回の総合防災訓練を実施しています。

１３．サービス提供に関する相談・苦情窓口

【事業所の窓口】 介護老人保健施設ひもろぎの園内	ご利用時間　午前８時００分～午後５時００分 担当者氏名　施設長　風岡　都 電話番号　　０２４８－３１－８８８８ ※電話の受付は２４時間できます。 その他担当（看護長・介護長・支援相談員）
【市町村の窓口】 白河市保健福祉部　高齢福祉課 （白河市にお住まいの場合）	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時 担当係り　　介護保険係 電話番号　　０２４８－２２－１１１１
【公的団体の窓口】 福島県国民健康保険団体連合会	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時 電話番号　　０２４－５２３－２７００

（第三者による評価の実施状況）

第三者による評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　　２　なし
	②　なし		

【別表】料金と利用料

令和 8年 6月 1日より

利用者がご負担する自己負担は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。また、食費、日用品費・教養娯楽費、その他個人の要望に応ずるサービス等は、次のとおり利用者負担となります。

＜基本利用料＞

時間／介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 1時間以上2時間未満	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
② 2時間以上3時間未満	383 円	439 円	498 円	555 円	612 円
③ 3時間以上4時間未満	486 円	565 円	643 円	743 円	842 円
④ 4時間以上5時間未満	553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
⑤ 5時間以上6時間未満	622 円	738 円	852 円	987 円	1,120 円
⑥ 6時間以上7時間未満	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円
⑦ 7時間以上8時間未満	762 円	903 円	1,046 円	1,215 円	1,379 円

各種加算	料金	計算区分	備　考
理学療法士等体制強化加算	30 円	1回／日	理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置。 1時間以上2時間未満利用の方のみ
リハビリテーション 提供体制加算	上記③12 円 上記④16 円 上記⑤20 円 上記⑥24 円 上記⑦28 円	1回／日	リハビリテーションマネジメント加算のいずれかを算定していて、リハビリテーション専門職種の配置が利用者の数25又はその端数を増すごとに1以上である場合
リハビリテーション マネジメント加算 イ 開始月から6月以内 開始月から6月超	 560 円 240 円	1回／月	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している事。PT・OT・ST がｹｱﾏﾈｼﾞｬｰを通じて指定訪問介護等の従事者に対し、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの観点から日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報伝達をしている場合、医師がﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施にあたり、詳細な指示を行う場合、また3月に1回以上ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ会議を開催し、目標やﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ内容をｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ等と共有し、利用者の状態変化に応じ計画を見直し、その計画を計画作成に関与したPT 等が利用者や家族に対して説明し同意を得るとともに医師へ報告する事、また情報提供を行った場合
リハビリテーション マネジメント加算 ロ 開始月から6月以内 開始月から6月超	 593 円 273 円	1回／月	イの要件に加え、利用者毎のﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの提供に当たって、当該情報その他ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
リハビリテーション マネジメント加算 ハ 開始月から6月以内 開始月から6月超	 793 円 473 円	1回／月	①リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たす ②事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1人以上配置 ③利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメントおよび口腔アセスメントを実施 ④利用者ごとに言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員がその他の職種と共同して口腔の健康状態を評価し、利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っている ⑤利用者ごとに、関係職種が通所リハビリ計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報および利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有 ⑥共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリ計画を見直し、その内容を関係職種に情報提供している

※リハマネ加算を算定した利用者に対して医師が利用者又は家族に説明した場合	270 円	1 回／月	医師がﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施にあたり、詳細な指示を行う場合
入浴介助加算（Ⅰ） 入浴介助加算（Ⅱ）	40 円 60 円	1 回／日	（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定（部分浴や清拭も含む） （Ⅱ）は、居宅において自身や家族や他サービの介助にて入浴ができるようになることを目的として、評価・入浴計画をし自宅状況に近い環境で入浴介助を行った場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円	1 回／日	退院（所）又は認定日から 3 月以内 個別リハビリテーションを集中的に実施
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	240 円 1,920 円	1 回／日 1 回／月	退院（所）・利用開始日から 3 月以内※リハマネⅠ・Ⅱ ※週に 2 日を限度として個別リハビリの実施 退院（所）・利用開始月から 3 月以内※リハマネ加算Ⅱ ※1 月に 4 回以上個別・集団リハビリを実施。
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始月から 6 月以内	1,250 円	1 回／月	生活行為の目標とリハビリテーション計画作成、実施。専門的知識経験を有する作業療法士等の配置。終了前 1 月以内にリハビリテーション会議を開催し、達成状況及び実施結果の報告。※リハマネ加算Ⅱ算定している場合※認知症・短期集中リハ実施算定者は除く ※利用開始の月から 6 月以内の期間に限り算定可能
栄養アセスメント加算	50 円	1 回/日	管理栄養士 1 名以上配置、利用者毎に医師、管理栄養士、理学療法士等、看護・介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、結果を説明し、相談等に応じ対応する。利用者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。
栄養改善加算	200 円	2 回/月	低栄養状態にある方に対して、栄養改善サービスを行った場合、3 月以内の期間に限り月に 2 回を限度として算定可能、低栄養が改善されない方は引き続き算定可能
口腔・栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算（Ⅰ） 口腔・栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算（Ⅱ）	20 円 5 円	1 回/日	利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔の健康状態のｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ又は栄養状態のｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞを行った場合に算定、(Ⅱ)は両方、(Ⅰ)はいずれかの確認をしている場合
口腔機能向上加算（Ⅰ） 口腔機能向上加算（Ⅱ）イ 口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	150 円 155 円 160 円	1 回/日	口腔機能の向上を目的として個別で口腔機能向上サービスを行った場合、開始日から 3 月以内※月に 2 回を限度とする。(Ⅱ)は厚生労働省に情報提出ならびに有効な実施のための情報活用している場合算定
移行支援加算	12 円	1 回／日	終了者（生活行為向上リハ加算算定者を除く）のうち、指定通所介護等を実施した者が 5%超。終了日から 14 日以降 44 日以内に職員が居宅訪問等により終了者の通所介護等の実施継続が三月以上見込みの確認・記録。12÷利用者平均利用月数が 25%以上。
中重度者ケア体制加算	20 円	1 回／日	基準員数に加え、看護・介護職員を 1 以上確保。前年度又は前 3 月間に要介護 3 以上の利用者が 30%以上。提供時間帯に看護職員 1 以上確保。
送迎なしの場合	−47 円	片道	自ら通う場合、家族送迎の場合
若年性認知症利用者 受入加算	60 円	1 回／日	受け入れた若年性認知症利用者に個別に担当を配置し特性に合わせたサービスを提供した場合
科学的介護推進体制加算	40 円	1 回/月	利用者ごとの ADL 値や栄養・口腔機能や認知機能など心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。サービス提供に当たり必要な情報を活用している事

重度療養管理加算	100 円	1 回／日	要介護 3･4･5 であり、常時頻回喀痰吸引･人工呼吸器使用･中心静脈注射･人工腎臓の重篤合併症･常時モニター測定･膀胱等機能障害による身障 4 級以上かつストーマ処置･経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養･褥瘡治療･気管切開、以上のいずれかを実施している者の場合
退院時共同指導加算	600 円	1 回限り	病院または診療所に入院中の者が退院するに当たり、リハビリ事業所の医師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリを行った場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	22 円 18 円 6 円	1 回／日	(Ⅰ)介護福祉士が 70%以上か勤続 10 年以上 25%以上 (Ⅱ)介護福祉士 50%以上配置 (Ⅲ)介護福祉士が 40%以上か勤続 7 年以上 30%以上
介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）のいずれか			（Ⅰイ）10.3%加算、**（Ⅰロ）11.1%加算** （Ⅱイ）10.0%加算、（Ⅰロ）10.8%加算 （Ⅲ）　8.3%加算 （Ⅳ）　7.0%加算
感染症・災害発生を理由とする加算			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均利用者数よりも 5%以上減少している場合に、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り、3%加算

＜その他の利用料＞

内容	料金	計算区分	備　考
食費負担額	700 円	1 回／日	おやつ代も含む　（＊おやつのみは 100 円となります）
日用消耗品費	200 円	1 回／日	髭剃り、ティッシュ、フェイスタオル、おしぼり、石鹸、シャンプー、リンス、バスタオル
教養娯楽費	100 円	1 回／日	習字・手工芸・料理・音楽の各クラブ材料費個別行事費
連絡ノート	110 円	随時	初回利用時とノート更新時